

「高尾100年の森」における環境学習活動
安全管理マニュアル ver.1.2

佐川急便株式会社 東京本社CSR推進部CSR推進課

はじめに

本マニュアルは、佐川急便株式会社が八王子市元八王子町及び裏高尾町に所有する森林において実施される環境学習活動について、その安全管理を定めるものである。

環境学習活動の実施主体は、学校及びNPO等の各種セクターを想定しており（以下「実施主体」という。）、実施主体は本マニュアルの規定を遵守するとともに、佐川急便株式会社が別に委託※する佐川急便「高尾100年の森」プロジェクトスタッフ（以下「高尾スタッフ」という。）のアドバイスに従い活動を行うものとする。

※委託先：一般財団法人持続性推進機構

1. 事故の未然防止のための安全対策

（1）企画段階における安全対策

企画段階において目的を明確化するとともに、安全に対する意識をもって、日程、プログラム内容、対象者、指導体制、用具・装備、緊急時対応などについて検討すること。

天候や交通事情などによる突発的な計画変更にも対応できるよう、複数のプログラムを用意するなど、活動に無理が生じないように計画を立案すること。

（2）事前準備段階における安全対策

① 実施主体による下見（実地調査）について

事前の下見は参加するスタッフが行い、以下の内容を確認すること。また、活動場所や危険箇所などの写真撮影を行い、「高尾スタッフ」との事前ミーティングを必ず実施すること。

ア．安全な場所の選定

活動場所が目的や活動内容に合致しているか、予定している参加者（年齢、体力、運動能力等）に合致するかを見極めて選定すること。（「高尾スタッフ」に必ず相談すること。）

イ．危険な箇所のチェック

参加者の目線に立ち、「高尾スタッフ」立ち合いの下、複数人で危険箇所のチェックを実施すること。加えて当日の活動範囲や監視体制、荒天時の緊急避難場所や避難手順もチェックすること。

② 下見を踏まえての計画の再検討

下見によって企画段階では想定されていなかった危険箇所や、必要な安全対策（指導体

制・組織、用具、装備等) について再検討すること。

③ 指導体制・組織について

参加者が少人数の場合でも、実施主体スタッフは2人以上（「高尾スタッフ」を除く。）を原則とすること。また、スタッフの役割分担を明確にすること。

通常時の安全管理体制として、図-1のような組織を佐川急便側で設置するが、実施主体においても参加者の人数、スタッフの人数、活動内容により、それに即した具体的な組織を設置することが望ましい（実施主体は最低限、常に「高尾スタッフ」と連絡がとれるよう体制を整備すること）。

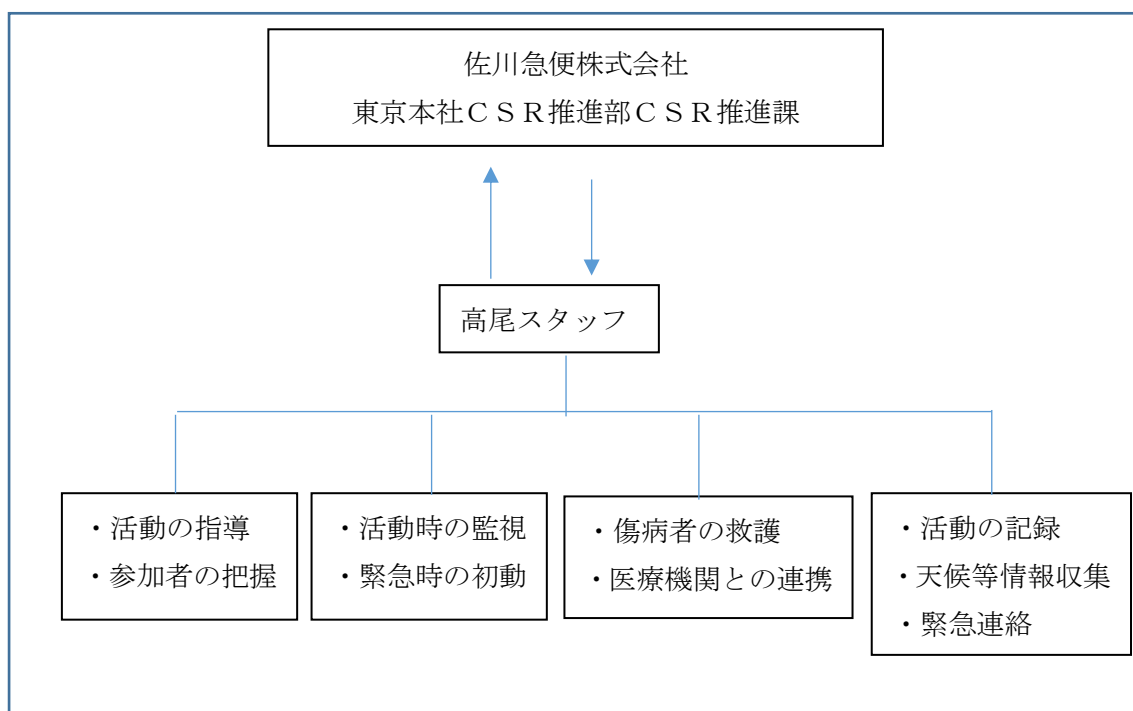


図-1 「高尾100年の森」における通常時安全管理体制

④ 参加者及び保護者に対する説明

実施主体は、事前に参加者及び保護者に対して、活動の目的、内容、持ち物、服装、指導体制、保険等について説明を行うこと。

ア. 参加者への説明（安全教育）

・ルール、マナーの遵守

法律や集団の規範・約束、道具の扱い等、安全を確保し快適に活動するためのルール、マナー等について説明すること。

・安全に対する意識づけ

森の中は非日常の自然環境であるため、公園等で行う活動とは危険度が異なる。指導

者、スタッフは自らが事前の下見で認識した危険箇所等について十分に注意を払うとともに、「高尾スタッフ」の助言等に必ず従うこと。

- ・自己責任の意識づけ

自然環境の中では「自分の身の安全は自分で守る」が原則であることを、参加者の特性や発育・発達段階に合わせて意識を促す。

イ. 保護者への説明

- ・安全に対する意識づけ

保護者に活動場所や活動内容を知らせる際には、各家庭においても子どもに対して、危険箇所等を意識し安全に十分注意するように言い聞かせることを依頼すること。

- ・保護者の責任

保護者には、活動の目的、活動内容等について理解・同意した上で、子どもを参加させる責任があることを認識させる。なお、保護者は子どもの持病や食事制限、アレルギー、精神的特性等の配慮すべき情報や参加当日の健康状態等の報告を求めること。

⑤ 参加者の情報及び特性の把握（個人調査票の作成）

ア. 参加者の情報の把握

参加申込書、同意書等により、健康状況などの参加者の情報を事前に把握すること（持病や服用薬、血液型、アレルギー等による食事制限等）

イ. 参加者の特性の把握

以下の項目については、事前準備の段階で把握することにより、参加を遠慮してもらうなどの対応によって危険を事前に回避できる。また、事前に把握できない場合も想定し、活動中も把握に心がけること。

- ・参加者の体力・能力

森における環境学習活動においては、実際に身体を動かすことが多いため参加者の体力、運動能力、活動技術について確認が必要となる場合もある。そうした参加者のレベルに応じた無理のない計画を立て、かつ実施に際しては弱者に合わせて行動することを原則とすること。特に参加者の中にハンデキャッパー等がいる場合は、特別なスタッフや用具を準備すること。

- ・参加者の行動・態度

集団活動を進める場合は、ルールやマナーを守ることが重要であるため、ルールや公正さを無視した行動や、逸脱的な行動は事故等のつながることを認識させること。

- ・参加者の精神状態等

参加者の中には集団的な行動になじめないなど精神的な疾患を持つ者もいる可能性について排除しないこと。特に子どもについては、保護者が認識しているか否かに関わらずアスペルガー症候群やLD（学習障害）を持つ子どもはスタッフの想定外の行動をすることがあるため注意すること。

⑥ スタッフに対する指導

ア. 役割分担とコミュニケーションについて

事前ミーティングなどを通じて、役割分担とコミュニケーションが十分とれるように準備すること。また役割分担等の情報については「高尾スタッフ」に紙面にて通知すること。

イ. 危険に対する意識づけ

森における環境学習活動については熱中症、有害な動植物（ヘビ、ハチ、ウルシ類、毒草、ダニ、ヒル等）、気象の変化、森の物理的変化（落石等）、活動技術の未熟、用具操作ミス（切り傷、やけど等）、疲労、個々人の健康状態（発熱、下痢等）、衛生管理（食中毒）等々多くのリスクをスタッフ間で想定し共有しておくこと（発生が初見された場合は速やかに「高尾スタッフ」の判断を仰ぐこと。）。

ウ. 個人情報の取り扱い

個人情報については、その取扱いに特に注意し、紛失・漏洩が発生しないよう管理責任者を定め一元管理すること。特に活動における画像データの利用については本人もしくは保護者の同意を得ることを原則とし、第三者に提供することをしてはならない。

エ. 危険箇所の確認

下見で撮影した画像等を活用するなど、スタッフ全員が危険箇所の情報を共有するとともに、実施日に「高尾スタッフ」と再度すり合わせ確認を行うこと。

オ. 救急法・救急トレーニングの実施

「高尾スタッフ」は止血法、心肺蘇生法、AED、エピペン使用法等の技能を有するが、実施主体スタッフも最低限の救急法について知識を有することが望ましい。

⑦ 用具・装備について

実施主体は使用する用具・装備について対象者に適しているか等について点検すること。また、緊急用の用具・装備・救急箱も手配すること（「高尾100年の森」事務所においても完備されているが、「高尾スタッフ」と必ず協議すること。）。

⑧ 緊急時の対応について

実施主体は、緊急時の内部連絡、家庭への連絡、警察、消防、病院の連絡先等を「高尾スタッフ」と必ず協議し体制を構築すること。

⑨ 保険の加入について

佐川急便で行事参加者傷害保険に加入済みである。実施主体は、予定している活動内容が同保険で賄いきれない場合など、適宜適当な保険に加入すること。

⑩ スタッフを含む参加者全員での危険予知について

森の環境学習活動における危険の多くは、日常的に予想される危険とは異なることを全員で認識し、以下の視点を共有すること。

- ・危険の発見
- ・特に危険な箇所の確認
- ・行動目標及び具体的な対策の検討

(3) 実施段階における安全対策

① 気象状況の把握と事業の実施判断

森に到着時には最新の気象情報について携帯電話やスマートフォン等を活用して十分に収集すること。また活動日以前の森周辺の気象情報も把握し、「高尾スタッフ」と協議し、事業の実施・継続が可能か判断すること。

【対応すべき気象情報例】

- ・警報や注意報の発令
- ・大雨、暴風、洪水等の警報が出ている場合は活動中止
- ・雷対策（「高尾スタッフ」の指示に従うこと。）
- ・雨対策（「高尾スタッフ」の指示に従うこと。）
- ・気温対策（「高尾スタッフ」の指示に従うこと。）

② 危険箇所の再確認

下見で確認済みの危険箇所についても、最新の情報を「高尾スタッフ」から入手すること。また、その情報を速やかに実施主体スタッフと参加者とで共有すること。

③ 用具・装備の再確認

通常使用する用具・装備、緊急時も用具・装備について使用の可・不可について確認すること（特に電池等の電源の確認等）。

④ スタッフの役割分担・緊急時の対応についての再確認

実施主体のスタッフは、安全マニュアル、連絡体制を理解・共有し、緊急時に速やかかつ確実に対応できるように準備すること。

⑤ 参加者の状況把握

ア．人数の確認

実施主体の責任者が責任をもって行うこと。

イ．健康状態

実施主体のスタッフは、活動に入る前に参加者の健康状態（睡眠、排便、食欲等）について確認すること。

参加者に体調の変化について遠慮なく申し出るように伝達するとともに、体調不良者の無理な活動への参加は控えるように指導し、保護者に速やかに連絡すること。また、参加者が無理をして参加継続を希望しても、客観的な判断を「高尾スタッフ」に求め、医療機関への搬送等を予断なく検討すること。

ウ. 精神状態

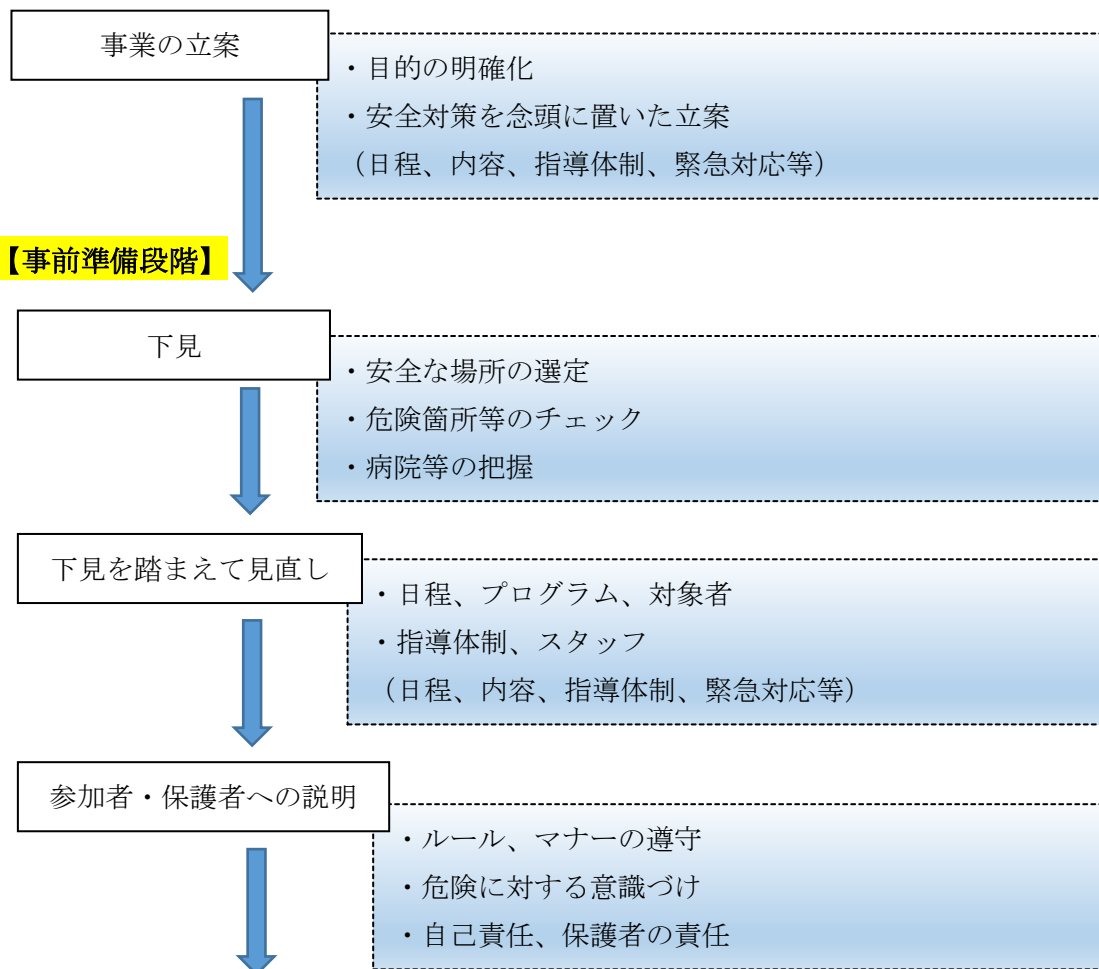
実施主体のスタッフは、参加者の中に心の状態が不安定になっていないか（集団内での孤立、極端な単独行動等）、常に配慮すること。

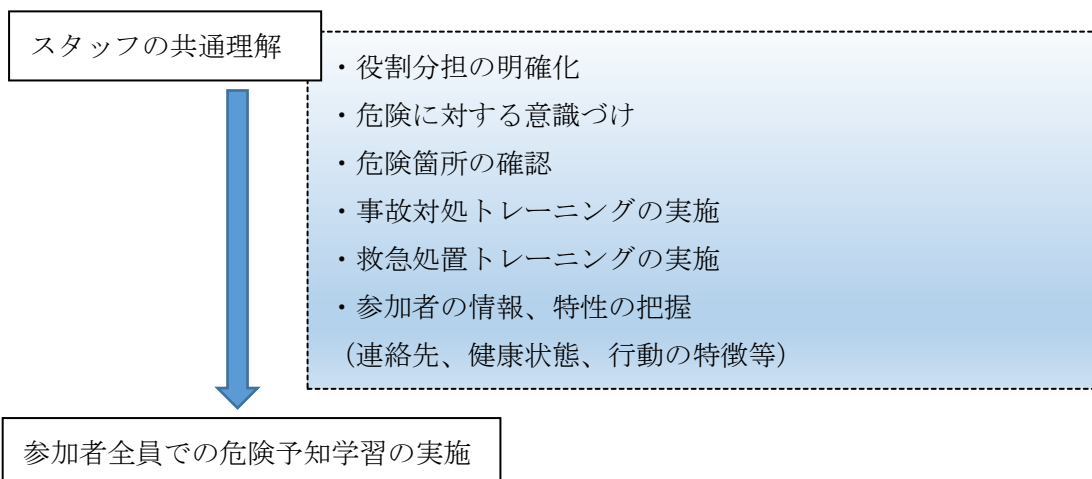
エ. 服装等

森の環境学習活動には適した服装や装備が必要である。森の中では必要に応じてヘルメットを着用させるなど、事故を未然に防ぐように指導すること。

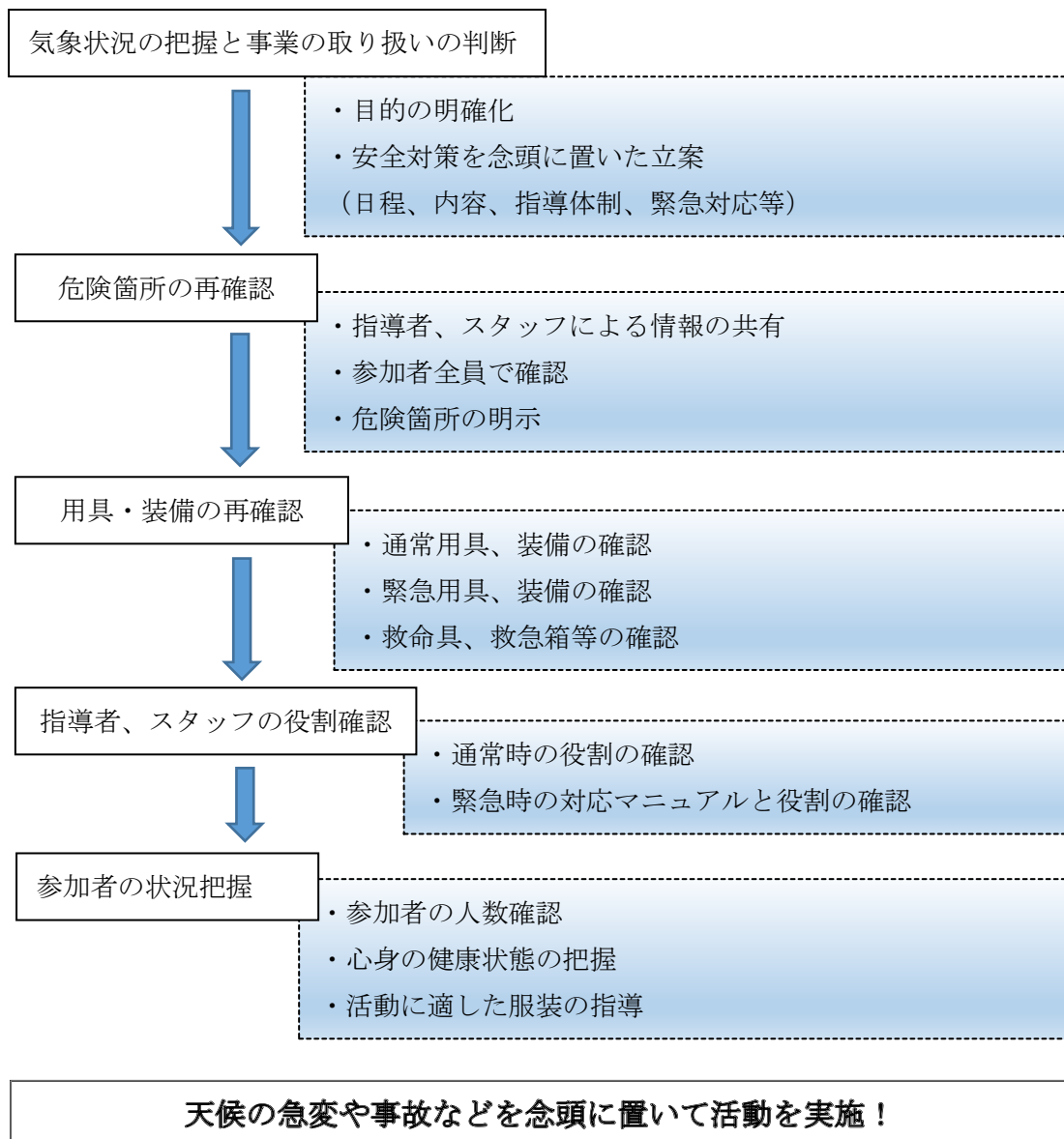
(4) 事故を未然に防ぐための安全対策のフロー（実施主体用）

【企画段階】





【実施段階】



2. 「高尾100年の森」環境学習活動における緊急対策マニュアル

(1) 緊急時の対応について

責任者、指導、監視、救護、渉外などの役割を決めて、緊急時に対応する体制を作るものとする。

(2) 緊急連絡先一覧

表-1のとおり。

表-1 緊急連絡先一覧

No	連絡先	電話番号	担当
1	消防・救急	119	高尾スタッフ
2	警察	110	高尾スタッフ
3	城山病院（救急対応）	042（665）2611	高尾スタッフ
4	保護者氏名（参加者名）	自宅と携帯電話	実施主体責任者
5	実施主体本部（学校等）	電話	実施主体責任者

(3) 事故の一報について

事故の一報は、実施主体が保護者等関係者に迅速かつ正確に伝えることが重要であることから、以下のように、事故発生の日時、場所、人数、氏名、性別、年齢、所属、血液型、応急処置の対応の有無及び内容、怪我等の症状について報告すること。

- ・事故の概要を、実施主体の現地責任者から実施主体本部へ電話で報告する。
- ・実施主体の現地責任者から、保護者等関係者に報告する。
- ・実施主体の現地責任者は、関係機関に報告する。

【注意】 負傷者及び保護者への対応の心得

安全対策を十分にとっても事故が発生し得ることを常に念頭に置き、発生時には、負傷者及び保護者に誠意をもって対応することが肝要である。

「高尾100年の森」における環境学習活動では、現地と参加者の自宅が離れていることが多いので、保護者の不安を少しでも緩和するためにできるだけ迅速に正確な情報伝達を心がけるとともに、保護者が現場あるいは医療機関に向かう場合には、誠意をもって対応し、同行する。

(4) 情報の収集・発信について

事故発生時には、下記に注意して情報収集・発信を行う。

① 情報の収集

事故等発生の日時、場所、人数、氏名、性別、年齢、血液型、所属、救急対応の有無及び内容、怪我等の程度などを正確に把握すること。

② 情報の一元化

現地本部や事故対策本部における情報の集約・発信については、担当者を定め一元化を図ること。

③ 情報の発信

情報を発信する場合、個人情報等プライバシー保護を一義的に考え、誤解を招かないよう正確な表現に努めること。

④ 事故の記録

収集した情報は、時間の経過に沿って記録すること。

表－2 事故記録簿（例）

事業名	〇〇会における自然観察会		
発生日時・天候		発生場所	
事故者概要 (状態)	氏名、性別、年齢、怪我等の程度	氏名、性別、年齢、怪我等の程度	
	周遊道において自然観察を実施中に既に折れていた枝が落下し、〇〇の頭部にあたり脳震盪を起こすとともに軽い頭部からの出血が発生した。		
事故の経過			
日時	事象・対応等		
〇時〇〇分	事故発生		
〇時〇〇分			
〇時〇〇分			
〇時〇〇分			
〇時〇〇分			
〇時〇〇分			
〇時〇〇分			

【参考】佐川急便側の緊急時の安全管理体制

